

部分公開決定通知書

大東市生第219号
平成29年7月13日

大東市泉町2丁目7番18号
光城敏雄様

大東市長 東坂浩一
(公印省略)

平成29年6月15日付けで請求のあった情報の公開については、次のとおり部分公開することに決定したので、大東市情報公開条例第10条第3項の規定により、通知します。

請求書受付年月日	平成29年6月15日
公開の方法	写しの交付(電子メールでの送付)
情報の件名	平成26年市民会館2階ホール増築他建築工事において、業者から提出された工事費内訳書及び設計図書
公開しないと決定した部分	① 設計受託業者が提出した工事費内訳書中の個別見積りの単価および個別見積りの単価の算出に繋がる部分 ② 設計受託業者が提出した設計図書中の一級建築士登録番号および氏名 ③ 施工請負業者が提出した詳細な工事費内訳書
公開しない理由	① 大東市情報公開条例第6条第4号イに規定する「市の行う事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失わせ、または当該事務事業の円滑な実施に著しい支障がある情報」と認められるため。 ② 大東市情報公開条例第7条第1号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、またはされ得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報」と認められるため。 ③ 文書不存在による(詳細な工事費内訳書の提出を求めているため。)

この決定に不服のある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大東市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定のあったことを知った日(大東市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する大東市長の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、大東市を被告として(大東市長が被告の代表者となります。)、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

備考 この通知書に対する質問については、生活安全課(072-870-4010)までお問い合わせください。